

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせて下さい。



ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関まで。
全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



日々の生活費にお困りの方への貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。

- お問合せ先：お住まいの市区町村社会福祉協議会
- 貸付の対象：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯等
- 貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内等
- その他：償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

申請ができる方は

- 離職・廃業から2年以内の方
- 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※青森市の例（自治体により額は異なります）（単位：円）	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>112,000</td><td>166,000</td><td>204,000</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>31,000</td><td>43,000</td><td>47,000</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	112,000	166,000	204,000	支給家賃額（上限額）	31,000	43,000	47,000	<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額（月額）	112,000	166,000	204,000										
支給家賃額（上限額）	31,000	43,000	47,000										
（注）収入には、失業等給付などが含まれます。													
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
離職・廃業をした日から2年以内の方については、ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

- すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の自立相談支援機関に相談してください。